

令和4年度における防犯の取組 ～第3次犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の取組状況～

○基本方針1：自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

(1) 出前講座（防犯講話）

令和4年度 実施回数：56回 受講者：4,503人 (R5年3月22日時点)

令和3年度 実施回数：24回 受講者：2,044人

令和2年度 実施回数：12回 受講者：1,732人

出前講座（防犯講話）～実施テーマ

- ・防犯カメラを生かしたまちづくり
- ・子どもの防犯教室
- ・子どもの防犯教室（保護者向け講座）
- ・振り込め詐欺被害に遭わないために
- ・女性の犯罪被害防止について
- ・インターネット・SNSの脅威【新設】



(2) 啓発

①安全安心パネル展

概要：防犯をテーマとしたパネルや書画による啓発を実施

期間：令和4年ともに10月～11月

場所：区役所、地下歩行空間など



②街頭啓発

概要：関係団体等と協力して、犯罪被害者支援等に関する街頭啓発を実施

日時：令和4年11月25日

場所：JR札幌駅前など



(3) 広報

①広報さっぽろによる特殊詐欺被害防止の広報

広報さっぽろ3月号の特集ページにて、北海道警察への取材を基に特殊詐欺に関する特集記事を掲載し、詐欺の手口や被害を防ぐためのポイントを具体的に紹介した。



②民生委員と協力した振り込め詐欺防止対策

民生委員に協力をいただき、高齢者宅訪問時において、振り込め詐欺防止にかかる広報用チラシ(北海道警察と合同作成)を配付するとともに、詐欺被害の防止に向けた注意喚起を行った。



③女性の防犯ハンドブックの作成・配布

ひったくりや痴漢などの犯罪に遭わないようにするため、注意すべきポイントを分かりやすく掲載したハンドブックを作成するとともに、4月に市内の全高校1年生に約15,000部を配布することで、防犯に関する意識の向上を図った。



④みんなの安全・安心ハンドブックの作成・配布

子どもが誘拐などの犯罪に遭わないようにするため、注意すべきポイントを分かりやすく掲載したハンドブックを作成するとともに、市内の全新入学児童に配布することで、防犯に関する意識の向上を図った。



○基本方針2：みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

(1) 防犯活動促進

①地域安全サポーターズ

事業者等が札幌市内における安全・安心の実現に向け、「社用車等による防犯パトロール」、「事務所等を子どもの駆け込み場所に設定」、「環境美化活動」などの防犯活動に取り組む制度を推進した。

【登録数】

令和4年度 2,045件
 令和3年度 1,978件
 令和2年度 1,908件



②ながら防犯

通勤や外回り、犬の散歩など日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行っていただく制度を令和4年6月から開始した。

【登録数】

1,289人（令和5年3月22日時点）



(2) 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施

結果	
<p>令和4年12月2日、市役所10階市長会議室において表彰式を実施し、市長から受賞者に表彰状を贈呈した。</p> <p>【防犯部門受賞者】 個人5名、団体7、事業者1社</p> <p>【更生保護部門受賞者】 個人15名</p>	

○基本方針3：犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

(1) 子ども等の安全に配慮した環境整備（札幌市子ども110番の家支援事業）

令和4年度 登録数：10,635件（令和5年3月22日時点）

令和3年度 登録数：10,602件

令和2年度 登録数：10,359件

札幌市子ども110番の家支援事業	
<ul style="list-style-type: none">・登録者へのステッカー、手引きの配布 子ども達が駆け込むことができる避難所として、目印となるステッカーや万一の際にとるべき行動についてまとめた手引きを加入世帯に配布・登録者に対する見舞金制度の加入 子どもが避難した際に物的、人的損害が発生した場合、見舞金を支払う制度を導入・登録者マップの作成 町内会や小学校区等の実施団体単位でマップを作成し、各実施団体等に配布	 <p>子ども110番の家ステッカー</p>

(2) 薄野歓楽街対策

① クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクト

日 時：令和4年4月28日
会 場：札幌市役所18階会議室
概 要：ススキノ地区における安全・安心の実現に向け、関係機関、団体等との意見交換等を実施



② 薄野歓楽街におけるパトロール

日 時：令和4年12月15日
場 所：薄野地区
概 要：関係機関、団体等が集い、薄野地区における安全・安心の実現に向けた防犯パトロールを実施



③ 「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」の施行

資料5のとおり



(3) 安全で安心な公共空間整備促進事業（町内会への防犯カメラ設置補助事業）

令和4年度 町内会：20団体 設置台数：79台

令和3年度 町内会：16団体 設置台数：51台

令和2年度 町内会：21団体 設置台数：51台

町内会への防犯カメラ設置補助事業	
平成30年度から町内会への防犯カメラ設置補助事業を開始し、これまでに105団体に対して310台（累計）の設置補助を行った。	 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 建物外壁に設置 電柱に設置 </div>

○基本方針4：犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

(1) 犯罪被害者等支援制度

（単位：件・円）

支給実績	令和2年度 支給人数：32人 （男性19人、女性13人）※1		令和3年度 支給人数：67人 （男性25人、女性42人）※1		令和4年度 （2月末時点） 支給人数：57人 （男性25人、女性32人）※1	
	件数 ※2	金額	件数 ※2	金額	件数 ※2	金額
遺族支援金	3	900,000	4	1,200,000	2	600,000
重傷病支援金	22	2,200,000	39	3,900,000	41	4,100,000
性犯罪者支援金	7	700,000	23	2,300,000	12	1,200,000
転居費用助成	3	600,000	3	507,620	7	1,229,880
家賃助成	1	60,000	3	300,000	2	450,000
精神医療費助成	0	0	8	102,390	4	36,100
カウンセリング費用助成	0	0	1	40,000	2	70,000
回復行為費用助成	0	0	0	0	1	6,700
合計	36	4,460,000	81	8,350,010	71	7,692,680

※1 男女別内訳については、被害者の性別により算出

※2 性犯罪＋転居＋精神医療など複数の支援・助成をした場合は、それぞれ1件として計上